

## 三浦市広告入り封筒の寄附に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公用で使用する封筒として民間企業等の広告を掲載したもの（以下「広告入り封筒」という。）を三浦市に寄附し、並びに三浦市がこれを受領し、及び使用することについて、三浦市市有財産等への広告の掲載等に関する要綱（平成20年三浦市告示第38号。以下「広告要綱」という。）第5条の規定に基づき、広告の規格として必要な基本的事項を定めるほか、三浦市物品会計規則（昭和40年三浦市規則第12号）の運用について、必要な事項を定めるものとする。

(広告入り封筒の寄附)

第2条 広告入り封筒の寄附を行おうとする者のある場合は、この要領その他の関係例規に基づく手続に従って、これを受納し、及び使用するものとする。

(寄附を行うことができる者の範囲)

第3条 広告入り封筒の寄附を行うことができる者（広告主が寄附を行う者以外である場合は、当該広告主を含む。）は、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び三浦市契約規則（昭和40年三浦市規則第13号）の規定による入札参加制限を受けているもの
- (2) 三浦市建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（平成7年4月1日施行）に基づく指名停止の期間中にあるもの
- (3) その他広告入り封筒の寄附を受けることが不相当と認めるもの

(公募によらない寄附の申出)

第4条 広告入り封筒の寄附は、広告要綱第6条本文の規定にかかわらず、特定の者に対してその案内をし、又は寄附を行う者の随時の申出により手続を開始することができる。

(寄附の申込み)

第 5 条 寄附を行おうとする者は、第 1 号様式に必要な書類を添付して提出しなければならない。

(寄附採納の決定)

第 6 条 前条の規定による申込書の提出があったときは、広告要綱の規定に基づいて速やかに適否を決定するものとする。この場合において、適否を決定し難いときは、広告要綱第 8 条第 2 項の規定に基づき三浦市広告審査会の審議決定を受けるものとする。

2 前項の適否の決定に当たり、必要に応じ、寄附の申込者との間で協議を行うものとする。

(広告内容の変更)

第 7 条 第 5 条により申込のあった広告入り封筒に係る広告の内容については、必要に応じ、申込者に修正を求めるものとする。

(採納の通知等)

第 8 条 第 6 条により採納すること又は採納しないことを決定した場合は、第 2 号様式又は第 3 号様式により、その旨を申込者に通知するものとする。

2 第 6 条により採納することを決定した場合は、寄附者との間で、広告の内容、費用負担その他の事項について、必要な契約を締結することができる。

(寄附者の責務)

第 9 条 寄附者（広告主が寄附者以外の者である場合は、当該広告主を含む。第 1 2 条第 2 項において同じ。）は、広告入り封筒について、その広告内容に関する一切の責任を負うものとし、当該広告の内容が市及び第三者へ損害を与える行為又はその原因とならないよう配慮するとともに、生じた問題については、その責任において対応しなければならない。

(費用の負担)

第 1 0 条 広告入り封筒の作成等に要する費用は、すべて寄附者の負担とする。

(寄附の取下げ)

第 1 1 条 寄附者は、既に寄附を行った広告入り封筒について、書面により申し出ることにより、返還を受けることができる。この場合において、寄附者は、当該返還を受ける広告入り封筒の代替封筒をあらかじめ納付しなければならない。

2 前項による代替封筒に広告が掲載される場合には、当初の広告入り封筒の寄附と同様にその適否を決定するものとする。

(使用の中止)

第 1 2 条 寄附を受けた広告入り封筒を使用することが適当でないと認めるときは、当該封筒の使用を中止するものとする。

2 前項による封筒の使用の中止に関し、市は寄附者に対し、一切の賠償責任を負わないものとする。

(事務の取扱い)

第 1 3 条 この要領に定める広告入り封筒に関する事務は、当該封筒を所管する課等において処理するものとする。

(その他)

第 1 4 条 この要領に定めるもののほか、広告入り封筒に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成 2 0 年 5 月 7 日から施行する。